

入札説明書

この入札説明書は、令和7年度寄宿舎給食業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
令和7年度寄宿舎給食業務委託 一式
- (2) 業務の内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所
福島県立小名浜海星高等学校 創水寮

2 入札者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号。）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (5) 過去5年間に仕様書に定める仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ確実に履行できる者であること。
- (6) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「確認申請書」という。）に次の書類を添付し、令和7年3月18日（火）午後4時までに、下記4の（1）に掲げる場所に提示し、当該資格の確認を受けること。

入札参加資格の有無は、一般競争入札参加資格確認通知書により令和7年3月21日（金）までに通知する。

なお、期日までに確認申請書を提出しなかった者は、入札に参加できないので十分に注意すること。

(1) 業務実績調書（様式2）

今回発注予定の業務と同等の業務履行実績（過去5年以内のもの）を証明するもの

として、契約書等の書類を添付すること。

- (2) 福島県内に本店又は支店、営業所を有することを証明する書類
履歴事項全部証明書（登記簿謄本）等を添付すること。なお、写しでも可とするが、その場合は書類の余白に奥書証明（例：「原本と相違ないことを証明する 令和 年 月 日 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇印」と写しの余白に記載し、押印する）をすること。
- (3) 入札保証金納付免除申請書（様式3）【※入札保証金の免除を申請する場合】
入札保証保険契約を締結したことを証する書面若しくは、過去2年間に官公署と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を添付すること。
- (4) 返信用封筒
確認申請書の審査結果を一般競争入札参加資格確認通知書により通知することとなるが、郵送を希望する場合は、表に申請書の住所及び商号又は名称を記載し、110円切手を貼った長3号封筒を添付すること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 問い合わせ先
〒970-0316 いわき市小名浜下神白字武城23
福島県立小名浜海星高等学校 本校舎 事務室
電話0246-53-3465
- (2) 入札及び開札の日時
令和7年3月27日（木）午前10時30分
- (3) 入札及び開札の場所
福島県立小名浜海星高等学校 本校舎 小会議室

5 入札書の提出方法

- (1) 入札者は、入札書（様式4）により、上記4の（2）及び（3）に示す日時、場所に提出すること。
- (2) 入札書は、封書に入れて密封し、かつ次の事項を記載すること。
ア 氏名（法人にあつては、商号または名称）
イ 【3月27日開札 寄宿舎給食業務委託の入札書在中】
- (3) 入札書のあて先は「福島県立小名浜海星高等学校長」とすること
- (4) 郵送等による入札は認めない。
- (5) 入札書には、別封として次の書類を提出しなければならない。
・委任状（様式5）・・・代理人出席の場合
- (6) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

6 入札保証金

- (1) 入札者は、上記4の(2)に掲げる日時までに入札金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号(別記1)に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。(別紙入札保証金納付免除申請書(様式3)に内容を具備した証明書を添付し、提出すること。)
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条に定めるところによる。

7 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記4の(2)及び(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。
 - ア 入札参加資格確認通知書(本書又は写しを持参すること。)
 - イ 入札出席届(様式6)
 - ウ 委任状(様式5)・・・代理人出席の場合
 - エ 入札保証金納付免除申請書(様式3)・・・免除を受ける場合
- (3) 入札者で入札保証金を納付する者は、入札保証金を納付した領収書を提出すること。
- (4) 開札は、入札者及びその代理人に立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合は、入札執行に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (6) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付することができる。

8 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立小名浜海星高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札仕様等に関する質問書(様式7)により関係職員に説明を求めることができる。
提出期限 : 令和7年3月13日(木)午後4時
回答予定日時 : 令和7年3月17日(月)午後3時以降
福島県立小名浜海星高等学校長は、同じく入札仕様等に関する回答書(様式8)により、速やかに回答するが、その内容が他の入札参加希望者も知る必要があると判断した場合には、福島県立小名浜海星高等学校のホームページに掲載して他の入札参加希望者にも周知する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けな

なければならない。

- (4) 郵送等による入札は認めない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行にあたり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (8) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (9) 入札者又は代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書き換え、引き換え又は撤回することができない。

1 0 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

1 1 入札書の無効等

次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札書。
 - (2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札書。
 - (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者がした入札書。
 - (4) 委任状を持参しない代理人がした入札書。
 - (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札書。
 - (6) 鉛筆書きによる入札書。
 - (7) 金額の記入がない、金額の訂正した又は金額が判読できない入札書。
 - (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書。
 - (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書。
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書。
 - (11) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書。（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書も含む。）
 - (12) 日付がない又は公告日若しくは通知日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書。
- その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札書。

1 2 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじにより落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじに参加しない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員をくじに参加させることとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第8号の規定により随意契約とすることができる。

1 3 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知するので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

1 4 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

1 5 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印すること。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

1 6 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

1 7 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

1 8 その他

- (1) 入札参加資格確認申請に要する費用は、各事業者の負担とする。
- (2) 入札参加資格確認結果通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合には、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) この入札説明書に疑義がある場合には、入札者はその疑義について入札前において説明を求めることができる。

【別記 1】

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署(予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

【別記 2】

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)から(18)まで (略)

2 (略)